

せん定枝・樹木の幹の搬入手続について

※搬入前に、受入れできないものが含まれていないかご確認をお願いします。

- ① 受付職員の指示に従い、トラックスケールの上で車両を停車してください。車両の総重量を計量します。（4 t以下の車両でお越しください。）



- ② 申請書に必要事項の記入をお願いします。
- ③ せん定枝・樹木の幹を指定の場所へ搬入してください。



せん定枝の搬入場所（原料ヤード）

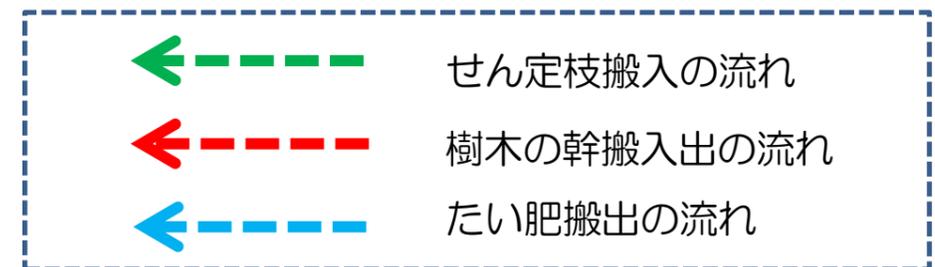
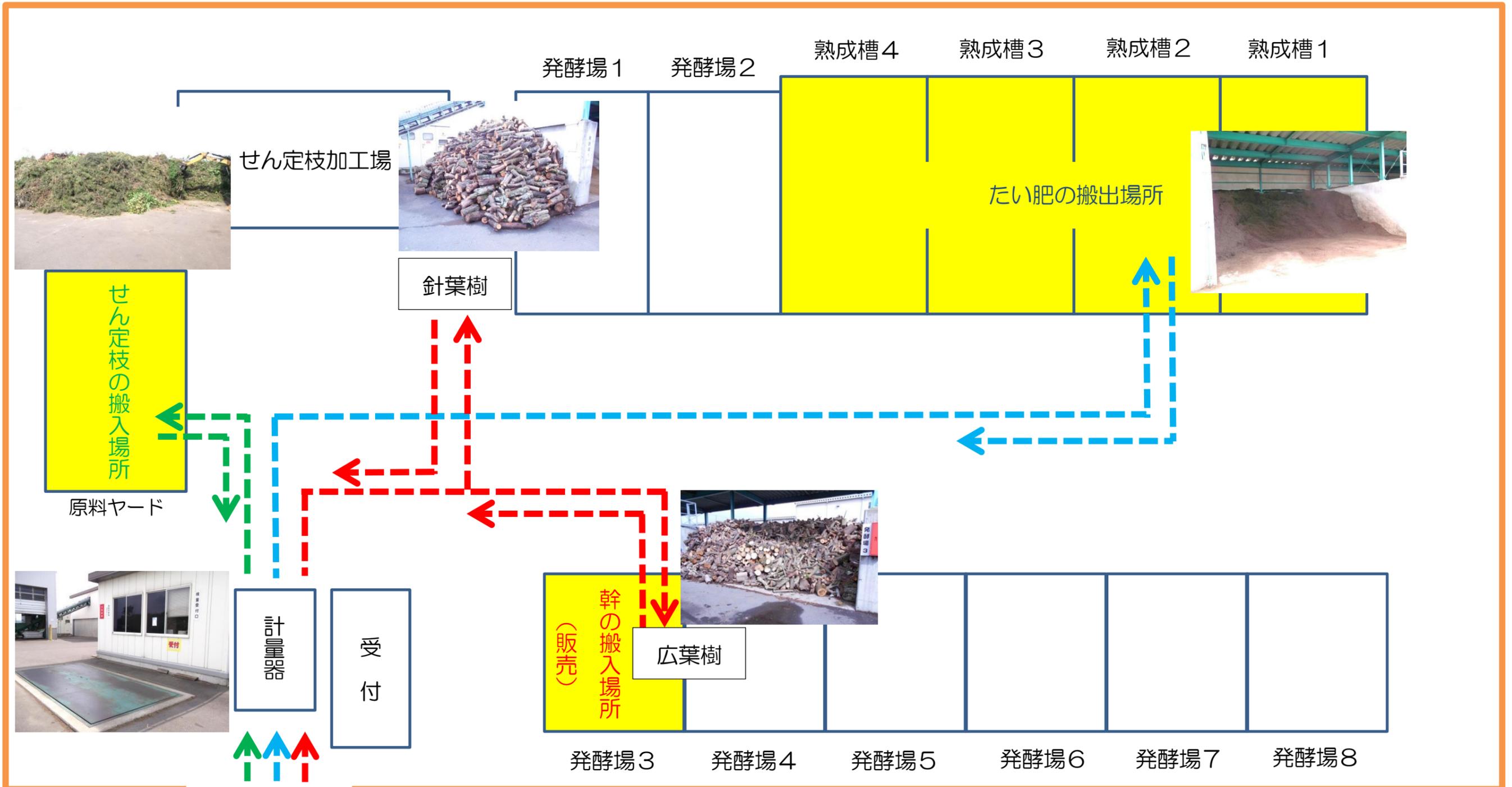


樹木の幹（広葉樹）搬入場所（発酵場3）
(針葉樹搬入場所は、発酵場3の後ろにあります。)

- ④ せん定枝・樹木の幹の搬入が終わりましたら、車両を再度トラックスケールに停車させ、計量を受けてください。計量後、搬入量を記録した伝票を発行します。

以上でせん定枝・樹木の幹の搬入は終了です。

三条市緑のリサイクルセンター 施設案内図



施設入口